

尾花沢市そば生産振興協議会告示第1号

令和2年度尾花沢そばプロモーション特別テレビ番組制作業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和2年5月25日

尾花沢市そば生産振興協議会長 石山 健



令和2年度尾花沢そばプロモーション特別テレビ番組制作業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 令和2年度尾花沢そばプロモーション特別テレビ番組制作業務委託の発注において、公募型プロポーザルにより委託業者を決定するため、令和2年度尾花沢そばプロモーション特別テレビ番組制作業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事務)

第2条 委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) プロポーザル実施要領及び評価基準
- (2) 提案内容
- (3) 最優秀提案事業者及び次点者決定及び公表
- (4) 前3号に掲げるもののほか設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は尾花沢市そば生産振興協議会の副会長（みちのく村山農業協同組合尾花沢営農センター長、山形県村山総合支庁北村山農業技術普及課長）、生産者及び販売者の代表者並びに総合政策課長、定住応援課長、商工観光課長、社会教育課長、農林課長をもって構成する。

2 委員長は、尾花沢市そば生産振興協議会の副会長（みちのく村山農業協同組合尾花沢営農センター長）をもって充てる。ただし、委員長に事故あるときは、山形県村山総合支庁北村山農業技術普及課長がその職務を代理する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要とする都度招集する。

2 会議の議長は、委員長があたる。

3 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の審議は公開しないととも、何人も審議内容を他に漏らしてはならない。

この場合において、その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第5条 委員会は、最優秀提案事業者及び次点者を決定したときは、速やかに尾花沢市そば生産振興協議会会長に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農林課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、任務終了の日をもってその効力を失う。